鳥取県告示第259号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第24条第１項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第４項の規定により、次のとおりその概要を告示する。

平成20年４月11日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　鳥取県クマタカ保護管理事業計画

（１）　事業の目標

現存する個体又はその繁殖状況の把握を行うとともに、必要に応じて繁殖阻害要因の軽減、除去等の環境保全に努め、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

２　鳥取県イヌワシ保護管理事業計画

（１）　事業の目標

現存する個体又はその繁殖状況の把握を行うとともに、必要に応じて繁殖阻害要因の軽減、除去等の環境保全に努め、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

３　鳥取県カラスガイ保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生息水域における生息環境の改善、保護啓発の強化等を図り、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、外来魚対策や水質改善等による生息環境の保全・管理を行う。

４　鳥取県スギラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

５　鳥取県タキミシダ保護管理事業計画

（１） 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２） 事業の区域

県内における本種の分布域

（３） 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

6　鳥取県オオエゾデンダ保護管理事業計画

（１） 事業の目標

生育環境の改善を図り、適切な保護管理を県民との協働により実施していくための方策等を検討し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２） 事業の区域

県内における本種の分布域

（３） 事業の内容

有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、他の草本の刈取等による生育環境の保全・管理を行う。

7　鳥取県エゾカワラナデシコ保護管理事業計画

（１） 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２） 事業の区域

県内における本種の分布域

（３） 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

8　鳥取県オオシラヒゲソウ保護管理事業計画

（１） 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２） 事業の区域

県内における本種の分布域

（３） 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

9　鳥取県ノウゴウイチゴ保護管理事業計画

（１） 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２） 事業の区域

県内における本種の分布域

（３） 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

10　鳥取県イワガサ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

11　鳥取県コキンバイ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育環境の改善を図り、適切な保護管理を県民との協働により実施していくための方策等を検討し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、チシマザサの刈取等による生育環境の保全・管理を行う。

12　鳥取県コケモモ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

13　鳥取県シシンラン保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

14　鳥取県イワギリソウ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性

等に係る普及啓発を行う。

15　鳥取県イワギク保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

16　鳥取県ヒメイバラモ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

17　鳥取県ギョウジャニンニク保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

18　鳥取県ツバメオモト保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

19　鳥取県ハナゼキショウ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性

等に係る普及啓発を行う。

20　鳥取県タマガワホトトギス保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

21　鳥取県ヒナラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

22　鳥取県キエビネ保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

23　鳥取県ユウシュンラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

24　鳥取県ササバギンラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性

等に係る普及啓発を行う。

25　鳥取県トケンラン保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

26　鳥取県セッコク保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

27　鳥取県ノビネチドリ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

28　鳥取県サギソウ保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

29　鳥取県ヨウラクラン保護管理事業計画

（1）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（2）　事業の区域

県内における本種の分布域

（3）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性

等に係る普及啓発を行う。

30　鳥取県ウチョウラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

31　鳥取県カヤラン保護管理事業計画

（１）　事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

（２）　事業の区域

県内における本種の分布域

（３）　事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。